

伊賀市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

1. 目的

この要項は、「伊賀市広告掲載要綱」及び「伊賀市広告掲載基準」に基づき、市が令和9年度分の納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）に掲載する広告の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2. 広告を掲載する媒体

（1）広告を掲載する媒体は次の納税通知書用封筒とする。

① 市民税・県民税・森林環境税通知書用封筒

封筒の規格 縦 120 ミリメートル×横 235 ミリメートル

発送数 約 20,000 通

発送時期 令和9年6月中旬

送付先 市民税・県民税・森林環境税の納税者の内、普通徴収による納税者

② 軽自動車税納税通知書用封筒

封筒の規格 縦 120 ミリメートル×横 235 ミリメートル

発送数 約 32,000 通

発送時期 令和9年5月上旬

送付先 軽自動車税の納税者

③ 固定資産税納税通知書用封筒

封筒の規格 縦 120 ミリメートル×横 235 ミリメートル

発送数 約 46,000 通

発送時期 令和9年4月上旬

送付先 固定資産税の納税者

（2）上記の発送時期以降、概ね1年間に随時発送することがある。

（3）発送数は予定であり、納税者数の増減により変動する場合がある。

（4）発送予定数を超えた場合、広告掲載のない封筒を送付することがある。

3. 掲載箇所

広告の掲載箇所は、納税通知書用封筒の裏面とする。

4. 掲載方法

（1）広告掲載枠は、納税通知書用封筒1種につき1枠とする。

（2）広告掲載枠の上、又は横に、「広告」と表示する。

（3）広告掲載枠の下に、「この広告は、広告収入を得て封筒作成経費の一部に充てる取組みで、広告の内容と伊賀市の税業務に直接の関係はありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。なお、税に関するご質問については市税担当課へお問い合わせください。」

と表示する。

5. 広告の規格

- (1) 広告掲載枠 1 枠の大きさは、縦 70 ミリメートル、横 80 ミリメートルとする。
- (2) 広告は、単色刷りとする。
- (3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を明記しなければならない。
- (4) 広告の原稿は、eps 形式の電子データによるものとし、入稿の際は電磁的媒体に保存したものと、紙に印刷したものを併せて提出するものとする。

6. 掲載料

- (1) 広告掲載料は、次の各号の金額とする。

① 市民税・県民税・森林環境税通知書用封筒

広告掲載枠 1 枠あたり 20,000 円

② 軽自動車税納税通知書用封筒 広告掲載枠 1 枠あたり 30,000 円

③ 固定資産税納税通知書用封筒 広告掲載枠 1 枠あたり 50,000 円

- (2) 前項の金額は、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

7. 募集方法

広報いが 10 月号、及び市ホームページ、ケーブルテレビ文字放送等で告知する。

8. 申込方法

- (1) 広告掲載の申込みは、納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、次の資料を添付して申込み締切日までに提出しなければならない。

① 広告の原稿を紙に印刷したもの、又はその形状及び内容を示す書類

② 事業者の事業の概要がわかる書類

③ 広告事業についての許認可証の写し

- (2) 申込書の提出方法は、財務部課税課へ持参もしくは郵送とする。

- (3) 申込み期間は、令和 8 年 10 月 29 日（木）から令和 8 年 11 月 12 日（木）までの午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）とする。

9. 掲載の決定

- (1) 市長は、納税通知書用封筒広告掲載申込書を受理したときは、締め切り後、当該申込みに係る広告の内容を審査し、広告を掲載することが適当と認められる者の中から、納税通知書用封筒の種別ごとに伊賀市広告掲載要綱第 5 条第 1 項に規定する優先順位によって広告主を決定する。ただし、この項の規定によってなお広告掲載枠数を超える場合は、次の各号のとおり広告主を決定する。

- ① 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者が2人以上いる場合は、第1順位者の中から抽選で1者を広告主として決定する。
 - ② 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者が1者、第2順位者がいる場合は、第1順位者を広告主として決定する。
 - ③ 伊賀市広告掲載要綱第5条第1項に規定する優先順位で、第1順位者が無く、第2順位者がいる場合は、第2順位者を広告主として決定する。ただし、第2順位者が2人以上いる場合は、第2順位者の中から抽選で1者を広告主として決定する。
 - ④ ①及び③の抽選が必要な時は、後日、日程を決めて申込者による抽選を行うものとする。ただし、決定した日程に出席できない場合は、職員による代理によるものとする。
- (2) 広告主を決定したときは、納税通知書用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告主に通知する。
- (3) 広告を掲載しないことを決定したときは、納税通知書用封筒広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

10. 掲載料の納付

広告主は、納税通知書用封筒広告掲載決定通知書の通知日以後、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

11. その他

この要項に定めのない事項については、伊賀市広告掲載要綱及び伊賀市広告掲載基準によるものとする。